

## 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査

部 局 名：市民部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[市民協働推進課]</p> <p>(1) 公民館使用料について</p> <p>ア 返還事務が適正でないもの</p> <p>大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則の規定では、使用料を返還することを決定したときは、公民館使用料返還決定通知書により申請者に通知するものとされている。また、大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において当該調定の変更等の必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをするとともに、過誤納金の還付については、過誤納金還付通知書により通知をしなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、返還決定通知書及び過誤納金還付通知書による通知を行わず、また、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 減免事務が適正でないもの</p> <p>大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則の規定では、市長は、使用料を減免することを決定したときは、公民館使用料減免決定通知書により減免を申請した者に通知するものとされている。</p> <p>しかしながら、減免決定に当たり、決裁を受けていたものの、決定の通知については、減免決定通知書によらず、口頭にて行っているものが見受けられた。</p>	<p>[市民協働推進課]</p> <p>(1) 公民館使用料について</p> <p>ア 公民館使用料の返還決定後は、返還決定通知書及び過誤納金還付通知書による通知を行うとともに、速やかに調定の減額変更を行いました。</p> <p>今後は規則に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ 減免決定にあたっては、減免決定通知書により通知を行うようにいたしました。</p> <p>今後は規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[市民課]</p> <p>(1) 葬斎場等使用料について  ア 使用許可事務が適正でないもの  大分市葬斎場条例の規定では、葬斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされている。  しかしながら、霊安室の使用料の徴収事務において、決裁を受けずに使用許可し、使用料を徴収していた。  今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[国保年金課]</p> <p>(1) 国民健康保険税について  ア 減免事務が適正でないもの  大分市国民健康保険税条例の規定では、保険税の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならないとされている。  しかしながら、旧被扶養者に係る減免において、資格取得届の提出をもって減免申請書の提出と解し、減免していた。  今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[植田支所]</p> <p>(1) 公民館使用料について  ア 調定事務が適正でないもの  大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において過誤その他の理由により当該調定の変更又は取消しの必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをしなければならないとされている。  しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、調定の減額変更を行うこ</p>	<p>[市民課]</p> <p>(1) 葬斎場等使用料について  ア ご指摘のありました霊安室の使用料の徴収事務については、決裁後に使用許可し、使用料を徴収するようにいたしました。  今後は、条例に従い適正な事務処理に努めます。</p> <p>[国保年金課]</p> <p>(1) 国民健康保険税について  ア 旧被扶養者に係る減免において、国民健康保険への資格取得届の提出をもって減免申請書の提出とみなす取り扱いについて、国民健康保険税条例第25条第3項ただし書の規定に基づき市長決裁の上定めました。  今後は、条例に従い適正な事務処理をいたします。</p> <p>[植田支所]</p> <p>(1) 公民館使用料について  ア 公民館使用料の返還決定後は、速やかに調定の減額変更を行いました。  今後は規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>となく還付処理しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[野津原支所]</p> <p>(1) 公民館使用料について</p> <p>ア 返還事務が適正でないもの</p> <p>大分市公民館に係る管理及び運営並びに市民協働の推進に関する規則の規定では、使用料を返還することを決定したときは、公民館使用料返還決定通知書により申請者に通知するものとされている。また、大分市財務規則の規定では、収入命令者は、調定した後において当該調定の変更等の必要があるときは、直ちに収入調定書により変更等の手続きをするとともに、過誤納金の還付については、過誤納金還付通知書により通知をしなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、公民館使用料を返還することを決定したにもかかわらず、返還決定通知書及び過誤納金還付通知書による通知を行わず、また、調定の減額変更を行うことなく還付処理しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[野津原支所]</p> <p>(1) 公民館使用料について</p> <p>ア 公民館使用料の返還決定後は、返還決定通知書及び過誤納金還付通知書による通知を行うとともに、速やかに調定の減額変更を行いました。</p> <p>今後は規則に従い適正な事務処理に努めます。</p>	